桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札公告

ダイレクト型制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定によるものとする。

令和８年８月５日

桶川市長　小　野　克　典

記

１　入札対象工事		
（１）工事名	舎人スポーツ･パークテニスコート改修工事及びニュースポーツエリア新設工事	
（２）工事場所	舎人スポーツ・パーク（桶川市赤堀一丁目地内）	
（３）工事期間	契約の日から令和９年２月２６日まで	
（４）設計金額	入札執行後に公表する。	
（５）工事概要	テニスコート改修工事 仮設工1式、撤去工1式、アクリル樹脂系舗装1式、付帯施設工1式 ニュースポーツエリア新設工事 土工1式、舗装工1式、囲障工1式、排水施設工1式	
（６）業種名及び工事分類名	業種名	土木工事業
	工事分類名	土木一式工事
（７）その他	本工事は、桶川市土木工事における「週休２日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。	
２　落札者の決定方法	本件入札は､桶川市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領に基づき、以下のとおり執行する。 （１）価格競争方式により落札候補者を決定する。 （２）落札候補者について､入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から､必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 （３）落札候補者について審査の結果､入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。 （４）落札候補者は、次のとおり書類を提出すること。 なお、入札参加資格審査の結果､落札者を決定したときは､他の入札参加者については審査を行わない。 ア　提出書類 （ア）入札参加資格審査申請書 （イ）工事施工実績調書及び添付書類（請負契約書の写し及び工事の完成検査に合格したことを証明する書類の写し） （ウ）配置予定技術者届及び添付書類（監理技術者等の資格を証する書類の写し及び雇用関係が分かるものの写し） イ　提出方法等 （ア）提出期限　　令和８年９月９日（水）予定 （イ）提出先　　財務部契約管財課へ持参すること。 ウ　入札参加不適格通知等	

	（ア）落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札参加不適格通知書を送付する。 （イ）入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、入札参加不適格通知書を受け取った日から起算して３日以内(閉庁日を除く。）に、その理由について財務部契約管財課に書面を提出することにより問い合わせすることができる。
３　入札手続きの方法	本件入札は、桶川市電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
４　設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
５　競争参加資格確認申請書の提出	令和８年８月　５日（水）　　９時００分から 令和８年８月２５日（火）　１６時００分まで
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。
６　設計図書等に関する質問	令和８年８月　５日（水）　　９時００分から 令和８年８月１９日（水）　１６時００分まで
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。 システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
７　質問に対する回答	令和８年８月２４日（月）　１６時００分
	質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
８－１　電子入札システムによる入札書の提出期間	
（１）提出方法	入札書の提出期間に有効な桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、桶川市電子入札運用基準７（２）「紙による入札書の提出」の承認を得た者はこの限りでない。
（２）提出期間	令和８年　８月２６日（水）　　９時００分から 令和８年　９月　３日（木）　１２時００分まで
８－２　紙入札による入札書の提出期間 （桶川市電子入札運用基準７（２）「紙による入札書の提出」の承認を得た場合）	
（１）提出方法	入札書は、一般書留又は簡易書留により、下に示す期間内に、桶川郵便局に到達するよう、桶川郵便局留で郵送すること(郵送された封筒に、到着期限日の郵便局の受領時間帯表示があるものは有効として取り扱う。）。
（２）提出期間	令和８年８月２６日（水）から令和８年９月３日（木）までに、桶川郵便局に到達するよう郵送すること（郵送された封筒に、到着期限日の郵便局の受領時間帯表示があるものは有効として取り扱う。）。

（３）提出先	〒363－8799 桶川郵便局留　桶川市役所　財務部 契約管財課　宛て
（４）その他	桶川市電子入札運用基準７（２）「紙による入札書の提出」の規定により入札書を提出しようとする者は、事前に財務部契約管財課に電話等でその旨を伝えてから手続きを行うこと。
９　開札の日時及び場所	
（１）開札日時	令和８年９月７日（月）　９時００分
（２）開札場所	桶川市役所　会議室４０１ （桶川市泉一丁目3番28号）
10　入札に参加できる者の形態	単体企業
11　入札に参加する者に必要な資格	
（１）建設業の許可	土木工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。
（２）資格者名簿への登載	令和７・８年度桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、「（１）建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、「（８）その他の参加資格　イ ただし書」に該当する者にあっては、桶川市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
（３）所在地	本店又は主たる営業所　**桶川市内** 資格者名簿に登載された契約権限を持つ「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。
（４）業種及び格付	業種　**土木工事業**　格付　**Ｂ級又はＣ級**
（５）施工実績	国又は地方公共団体等との請負契約 土木一式工事 契約の締結日にかかわらず平成２８年４月１日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、上に示す工事を元請として完成させた実績を有すること。
（６）配置予定の技術者	資格　建設業法に規定された資格 経験　― ア　入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の監理技術者等として配置すること。 イ　専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「５ 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の３月以前から恒常的な雇用関係にあること。 ウ　配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を配置予定技術者届に記載すること。 エ　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
（７）現場代理人の兼務	認めない。
（８）その他の参加資格	ア　施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、桶川市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けてい

	る者はこの限りではない。 ウ　土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、「イ ただし書」に該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。 エ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 オ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 カ　電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
12　最低制限価格	設定する。
13　入札保証金	免除する。
14　契約保証金	落札者は、桶川市契約規則第16条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、同規則第17条に該当するときは、免除することができる。
15　支払条件	
（1）前金払	する（その額は契約金額の40％以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40％以内とする。）。
（2）中間前金払	する（その額は契約金額の20％以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20％以内とする。）。
（3）部分払	しない。
16　現場説明会	開催しない。
17　契約の時期	契約は、落札者の決定後１週間以内に締結するものとする。 また、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負の場合は、桶川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年桶川市条例第5号）の定めるところにより、落札者と工事請負仮契約書を取りかわし、桶川市議会の議決後に本契約を締結する。 なお、落札決定から本契約までの間に桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。
18　入札に関する注意事項	
（1）入札の執行	電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
（2）入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
（3）提出書類	ア　発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入した

	もの)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ　落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
（４）入札回数	ア　再度入札は１回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。 イ　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
（５）入札の辞退	桶川市電子入札運用基準によるものとする。
（６）独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
（７）電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
（８）入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア　参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ　参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ　所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ　電子証明書を不正に使用した者がした入札 オ　郵便（桶川市電子入札運用基準７（２）「紙による入札書の提出」の承認を得た場合を除く。）、電報、電話及びＦＡＸにより入札書を提出した者がした入札 カ　入札金額見積内訳書又は入札公告において示したものを提出しない者がした入札 キ　不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ク　談合その他不正行為があったと認められる入札 ケ　虚偽の入札参加資格審査申請書を提出した者がした入札 コ　入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 サ　やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア)入札者の記名押印のないもの (イ)金額の記入がないもの (ウ)金額を訂正したもの (エ)記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの (オ)押印された印影が明らかでないもの (カ)記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの (キ)代理人で委任状を提出しない者がしたもの (ク)他人の代理を兼ねた者がしたもの (ケ)2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの シ　その他公告に示す事項に反した者がした入札
19　その他	(１)桶川市競争入札参加者心得を熟知の上、桶川市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (２)提出された入札参加資格審査申請書及び添付書類は返却しない。 (３)落札者は、配置予定技術者届に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

	(４)入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (５)落札者との契約は、桶川市建設工事請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は桶川市のホームページ（入札・契約関係例規集）に掲載している。 (６)提出ファイルの拡張子は、「.docx」（Microsoft Word）、「.xlsx」（同 Excel）又は「.pptx」（同 PowerPoint）とする（電子入札システムの仕組みにより、他の拡張子のファイルは提出できないため、注意すること。）。
20　この公告に関する問い合わせ先	桶川市泉一丁目 3 番 28 号 桶川市 財務部 契約管財課 契約・管財係 電　話　048-788-4912(直通)　048-786-3211(代表) ＦＡＸ　048-787-5409